

令和元年度諮問第1号

令和元年度答申第2号

答申書

第1 審査会の結論

川越市長（以下「処分庁」という。）が平成30年6月27日付けで審査請求人〇〇〇〇（以下「審査請求人」という。）に対して行った老齢年金差押処分及び企業年金差押処分について、審査請求人が同年9月2日付けで提起した審査請求のうち、審査庁から諮問のあった部分に係る審査請求については棄却するのが妥当である。

第2 事案の概要

- 1 本件は、処分庁が、市県民税及び国民健康保険税を滞納していた審査請求人の平成30年8月分以降の厚生労働省年金局事業企画課長に対して有する老齢年金（国税徴収法第76条第1項各号に掲げる差押禁止金額を除く。）の支払請求権を差し押さえる処分（以下「本件老齢年金差押処分」という。）及び企業年金連合会理事長に対して有する企業年金連合会老齢年金（国税徴収法第76条第1項各号に掲げる差押禁止金額を除く。）の支払請求権を差し押さえる処分（以下「本件企業年金差押処分」という。）をした上で、これにより各第三債務者から取り立てた金銭の配当に係る処分（配当計算書の作成）をしたところ、審査請求人が年金を差し押さえるのは違法であるとして各差押処分及び各配当処分の取消しを求める事案である。

2 認定事実

審査請求人及び処分庁の主張及び提出した証拠書類から次の

事実が認められる。

- (1) 審査請求人は、平成30年6月27日当時、滞納市税として市県民税及び国民健康保険税を合計〇〇〇〇円並びに確定した延滞金〇〇〇〇円及び滞納市税に係る延滞金(以下これらを「滞納市税等」という。)を納付する義務を負っていた。
- (2) 処分庁は、平成30年6月27日、本件老齢年金差押処分及び本件企業年金差押処分を決定し、それぞれの処分に係る債権差押通知書を厚生労働省及び企業年金連合会に送付し、同月28日に送達された(乙第1号証及び乙第2号証)。
- (3) 処分庁は、審査請求人に対し、本件老齢年金差押処分及び本件企業年金差押処分に係る差押調書(謄本)をそれぞれ送付した(甲第1号証及び甲第2号証)。
- (4) 処分庁は、平成30年8月に、本件老齢年金差押処分について〇〇〇〇円及び本件企業年金差押処分について〇〇〇〇円をそれぞれ取り立て、審査請求人にそれぞれの配当計算書を送付した。
- (5) 処分庁は、平成30年10月に、本件老齢年金差押処分について〇〇〇〇円及び本件企業年金差押処分について〇〇〇〇円をそれぞれ取り立て、審査請求人にそれぞれの配当計算書を送付した。
- (6) 処分庁は、平成30年12月、本件老齢年金差押処分及び本件企業年金差押処分にに基づき、合計〇〇〇〇円の取り立てを行い、審査請求人にそれぞれの配当計算書を送付した。
- (7) 処分庁は、平成31年2月26日、本件企業年金差押処分

に基づき取り立てた〇〇〇〇円について、換価代金等の交付期日を平成31年3月5日と定め、その全額を川越市に配当する処分（以下「本件企業年金配当処分」という。）を行い、同内容の配当計算書（謄本）を審査請求人に送付した（甲第7号証）。

- (8) 処分庁は、平成31年3月6日、本件老齢年金差押処分に基づき取り立てた〇〇〇〇円について、換価代金等の交付期日を平成31年3月13日と定め、その全額を川越市に配当する処分（以下「本件老齢年金配当処分」という。）を行い、同内容の配当計算書（謄本）を審査請求人に送付した（甲第8号証）。

3 審査請求手続の経過

- (1) 30年第5号事件及び30年第6号事件

ア 審査請求人は、平成30年9月2日、処分庁の本件老齢年金差押処分及び本件企業年金差押処分の取消しを求め、それぞれ審査請求書を提出した（30年第5号事件及び30年第6号事件）。

イ 審理員は、平成30年9月19日付けで、30年第5号事件及び30年第6号事件の審理手続を併合した。

ウ 処分庁は、審理員に対し、平成30年9月27日付けで弁明書を提出した。

エ 審査請求人は、平成30年10月15日、反論書及び川越市役所行政改革推進課宛文書を提出した。

オ 審査請求人は、平成30年11月9日、「年金差押に係る取り立て金額変更の撤回について」と題する文書を提出

した。

カ 審理員は、審査請求人に対し、平成30年11月15日付けで年金担保貸付けに関する資料の提出を求め、同月18日、当該資料（甲第3号証から甲第6号証まで）を受領した。

キ 審理員は、処分庁に対し、平成30年11月15日付けで質問及び物件提出に係る文書を送付した。

ク 処分庁は、審理員に対し、平成30年11月29日付けで審査請求に係る質問に対する回答書並びに乙第3号証及び乙第4号証を提出した。

ケ 審理員は、処分庁に対し、平成30年11月30日付けで質問書を送付した。

コ 処分庁は、審理員に対し、平成30年12月11日付けで回答書を提出した。

サ 審理員は、処分庁に対し、平成31年1月9日付けで質問書を送付した。

シ 審理員は、審査請求人に対し、平成31年1月18日付けで質問書を送付したが、審査請求人からの回答は、得られなかった（審査請求人作成平成31年1月24日付けの書面）。

ス 処分庁は、審理員に対し、平成31年1月21日付けで回答書を提出した。

セ 審理員は、処分庁に対し、平成31年2月15日付けで質問書を送付した。

ソ 処分庁は、審理員に対し、平成31年2月27日付けで

回答書を提出した。この回答書は、処分庁が国税徴収法第141条に基づき調査した平成30年6月から8月までの審査請求人の収入状況を内容としている。

タ 処分庁は、審理員に対し、平成31年3月20日付で弁明書の内容を補足する資料及び追加資料(乙第5号証の1から10まで)を提出した。

(2) 31年第4号事件及び31年第5号事件

ア 審査請求人は、平成31年3月1日、処分庁の本件企業年金配当処分の取消しを求め、審査請求書を提出した(31年第4号事件)。

イ 審査請求人は、平成31年3月10日、処分庁の本件老齢年金配当処分の取消しを求め、審査請求書を提出した(31年第5号事件)。

ウ 処分庁は、審理員に対し、平成31年3月20日付けで、31年第4号事件についての弁明書を提出した。

エ 処分庁は、審理員に対し、平成31年4月4日付けで、31年第5号事件についての弁明書を提出した。

オ 審理員は、平成31年4月17日付けで、平成30年9月19日付けで併合済みの30年第5号事件及び30年第6号事件並びに31年第4号事件及び31年第5号事件の審理手続を併合した。

カ 審理員は、審査請求人に対し、平成31年4月17日付けで質問書を送付した。

キ 審査請求人は、審理員に対し、平成31年4月19日、質問に対する回答を拒否する趣旨の書面を提出した。

- (3) 審理員は、令和元年6月17日付け、審査庁に審理員意見書を提出した。
- (4) 審査庁は、令和元年6月28日付け、当審査会に諮問した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 平成29年4月末の怪我の後遺症が残り、本件老齢年金差押処分及び本件企業年金差押処分があった時期においても就業ができず、年金以外に収入がないにもかかわらず、処分庁が老齢年金及び企業年金を差し押さえたのは生存権の侵害であり、憲法に違反し、審査請求人の法的権利、人格及び生活を侵害する違法な処分である。
- (2) 1回の年金の総支給額が〇〇〇〇円であるところ、そのうち〇〇〇〇円を差し押さえられると、年金担保貸付けの返済〇〇〇〇円及び1箇月当たりの家賃〇〇〇〇円を差し引いた1箇月当たりの生活費は〇〇〇〇円となり、生活することなどできない。このような年金の差押えは、違法であり生存権を侵害するものである。
- (3) 年金は審査請求人の財産であり、年金を差し押さえることは憲法で保障された財産権を侵害するものである。

2 処分庁の主張

- (1) 本件老齢年金差押処分及び本件企業年金差押処分は、地方税法第331条第1項、同法第728条第1項等の規定に基づき滞納処分の手続を行った上で、年金のうち、国税徴収法第76条第1項各号に掲げる差押禁止金額を控除した金額

の支払請求権を差し押さえており、適法な処分である。

(2) 処分の根拠となった法令の合理性及び合憲性は、審査請求において判断するものではない。

(3) 本件老齢年金配当処分及び本件企業年金配当処分についても、国税徴収法第128条に従って差押えにより取り立てた金銭を滞納市税等に配当しており、適法な処分である。

3 審査庁の判断

審理員意見書と同旨である。

第4 審理員意見書の要旨

< 結論 >

本件審査請求の対象としている処分のうち、本件老齢年金差押処分及び本件企業年金差押処分のうち既に取り立てた部分並びに本件老齢年金配当処分及び本件企業年金配当処分については却下とし、その他の本件老齢年金差押処分及び本件企業年金差押処分については棄却すべきである。

< 理由 >

1 本件審査請求の適法性について

(1) 上記の認定事実に記載したとおり、処分庁は、本件老齢年金差押処分に基づき（甲第1号証及び乙第1号証）、本件老齢年金配当処分を行った（甲第8号証）。同様に本件企業年金差押処分に基づき（甲第2号証及び乙第2号証）、本件企業年金配当処分を行った（甲第7号証）。

(2) 処分の取消しを求める審査請求は、審査請求が認容された場合に実際に救済される法律上の利益が必要であるから、審

査請求人に当該処分の取消しを求める法律上の利益（訴えの利益）があることが審査請求に係る基本的な要件となる。

この点につき、当該処分が執行されることによってその目的が達成された場合には、当該処分を取り消すことによって除去すべき法的効果は消滅したこととなるから、当該処分を取り消すことによって法的に原状回復義務が生じるとか、当該処分がされたことを理由に法律上の不利益を課す旨の法令の規定が存在する場合を除いて、当該処分の取消しを求める法律上の利益（訴えの利益）は消滅すると解するのが相当である。

(3) 債権差押処分に係る訴えの利益

ア 市県民税及び国民健康保険税に係る滞納処分による債権の差押えは、国税徴収法に規定する滞納処分の例によることとされ（地方税法第331条第6項及び第334条並びに第728条第7項）、第三債務者に対する債権差押通知書の送達によって差押えの効力が生じ（国税徴収法第62条第3項）、これにより徴税吏員は差し押さえた債権の取立てをすることができる（同法第67条第1項）。

そして、差し押さえた債権の取立てとして金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押えに係る税金を徴収したものとみなされる（同法第67条第3項）。

処分庁は、債権の差押えにより第三債務者等から給付を受けた金銭を差押えに係る滞納市税に配当しなければならず（同法第128条第1項第3号及び第129条第1項第1号）、配当する際に作成する配当計算書（同法第131

条)に附記した換価代金等の交付期日に上記金銭を交付するものとするとしている(同法第132条第1項及び第133条第1項)。

イ これを本件老齢年金差押処分及び本件企業年金差押処分(以下「本件各差押処分」という。)についてみると、前述のとおり、処分庁によって、本件各差押処分によって差し押さえられた債権(以下「被差押債権」という。)のうち年金の支給日が到来したものについて、取立て及び滞納市税等への配当が行われ、取り立てた金員を換価代金等の交付期日に本件各差押処分に係る債権の債権者である処分庁に交付したことが認められるから、この範囲において、本件各処分はその目的を達してその法的効果は消滅している。

そして、被差押債権の取立て等の後においても、当該取立て等に係る本件各差押処分がされたことを理由に本件各差押処分の名宛人(審査請求人)に対して法的な不利益が課される旨の規定は存在せず、また、仮に本件各差押処分が取り消された場合に、取り立てられた被差押債権が復活すると解すべき法令上の根拠はないことから、審査請求人が本件各差押処分の取消しを求める法律上の利益はいずれも存在しないと解するのが相当である。

ウ なお、上記のように解しても、滞納処分としての債権差押処分は、第三債務者に対して滞納者への弁済を禁止し、滞納者に対して自らが第三債務者から取り立てること等を禁止するとともに、徴税吏員による第三債務者への取立

てを受忍させるものであるところ、これらの範囲を超えて、処分庁に取立てに係る金員を保持する権限までを与える趣旨のものではないと解される。すなわち、仮に本件各差押処分が違法であることによって、滞納者（審査請求人）が財産的損害を被ったり法律上の原因なく損失を受けたりしたというのであれば、本件各差押処分の取消し等を経ることなく、不法行為に基づく損害賠償請求又は不当利得返還請求の方法によって、滞納者（審査請求人）の損害又は損失の回復を図ることが可能であると解されるから、本件各差押処分の取消しを求める審査請求に係る法律上の利益を否定したとしても滞納者（審査請求人）の権利利益を回復することは可能であるといえる（平成25年11月27日広島高等裁判所松江支部判決参照）。

エ したがって、本件審査請求のうち、本件各差押処分で既に取り立てた部分の取消しを求めるものについては、法律上の利益を欠き、不適法であるから、却下すべきである。

(4) 配当処分に係る訴えの利益

本件各差押処分に基づきなされた配当処分についても、仮に配当処分が取り消された場合に、処分庁は配当を受けた債権者に対して、交付された金員の返還を求めることとなるとしても、処分庁が納税義務者とされた者（審査請求人）から徴収した金員を保持するという事実状態自体には何らの影響を与えるものではない。結局、処分庁は、配当を受けた債権者から交付した金員の返還を受け、再度適法な配当処分をすべき地位に置かれることとなるに過ぎず、滞納税額を超え

る金員を過剰に徴収したなどといった場合を除き、処分庁が、直ちに、取立てを受けた者（審査請求人）に対して取立てに係る金員を返還すべき義務を負うことになるものではない（上記判決参照）。

これを本件老齢年金配当処分及び本件企業年金配当処分（以下「本件各配当処分」という。）についてみると、審査請求人が滞納市税等を納税すべき義務を負っていたことは争いがなく、かつ、本件各配当処分は審査請求人が納付すべき滞納市税等の一部についてのみに配当したというものであるから、本件各配当処分が取り消されて処分庁が再度適法な配当処分をすべき地位に置かれるとしても、審査請求人は、処分庁が再度適法な配当手続によって交付を受けた金員の返還を受けることはできない。

すなわち、本件各配当処分の取消しによっては、本件各差押処分及びそれに続く取立ての手続により審査請求人が徴収された金員を審査請求人に返還させることはできないのであるから、審査請求人の主張する事由が本件各配当処分における配当の順序及び方法についての違法をいうものではない以上、本件各配当処分の取消しによって回復すべき審査請求人の法律上の利益は存在しないと解するのが相当である。

したがって、本件審査請求のうち、本件各配当処分の取消しを求めるものについては、法律上の利益を欠き、不適法であるから、却下すべきである。

(5) 本件各差押処分に係る訴えの利益

本件審査請求の対象となっている本件各差押処分のうち、上述した法律上の利益が存在しないとした部分のほか、すなわち、本件各差押処分で未だ処分庁による取立て及び配当が行われていない部分の取消しを求めるものについては、本件各差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は失われていないため、その範囲の本件各差押処分について、違法性及び不当性を以下検討する。

2 本件各差押処分の違法性及び不当性

(1) 本件各差押処分の手続について

ア 審査請求人は、平成30年6月27日当時、滞納市税等の合計〇〇〇〇円を滞納していたことから、処分庁は、審査請求人の財産のうち年金の支払請求権の差押手続を行うため（地方税法第331条第1項及び第728条第1項）、第三債務者である厚生労働省及び企業年金連合会に債権差押通知書を送達し（国税徴収法第62条第1項）、作成した差押調書の謄本を審査請求人に交付した上で（同法第54条）、当該各債権を取り立てている（同法第67条第1項）。

このことから、本件各差押処分は、債権差押に係る法定の手続に則っており、違法又は不当な点は見られない。

イ 審査請求人は、本件各差押処分によって、生活が逼迫するとの主張をするが、国税徴収法第76条第1項及び第77条第1項の規定は、給与、年金等による収入が一般の給与等生活者の生計に占める重要性に鑑み、これらの者の最低生活の維持等に充てられるべき金額に相当する給与、年

金等の差押禁止を定めているところ、処分庁が同法第76条第1項各号の範囲の金額を控除して差し押さえた場合には、最低生活の維持等に配慮された処分といえ、適法かつ妥当な処分と判断せざるを得ない。

また、処分庁は、上記差押禁止財産の規定に従い、差し押さえる財産を、審査請求人が有する年金のうち、「国税徴収法第76条第1項各号に掲げる差押禁止金額を控除した金額の支払請求権」としており、法定の差押禁止金額を控除した差押えを実施していることから、適法かつ妥当な処分であるといえる。

(2) 年金の差押えが違法又は不当となるか

ア 本件各差押処分の対象とする財産は、債権である年金支払請求権であるが、差押財産の対象に年金が含まれることは法律上明らかである(国税徴収法第66条及び第77条並びに国民年金法第24条、厚生年金保険法第41条第1項、確定拠出年金法第32条第1項等)。

審査請求人は年金を差し押さえること自体が財産権又は生存権の侵害であると主張するところ、その趣旨からすると地方税法、国税徴収法等の法令の合憲性を判断する必要があるが、審査請求制度においてはそのような判断はできない。

イ この点について、平成19年11月29日東京高等裁判所判決では、「市町村のみならず、都道府県や国の行政機関は、当該法律が違憲又は違憲の疑いがあると考えたとしても、それが改廃されるか、又は裁判所が法令審査権(憲

法 8 1 条)に基づいて違憲であるとした判決が確定した場合でない限り、唯一の立法機関である国会が制定した法律を誠実に執行しなければならないのであって、このような法執行者としての立場を逸脱した事務処理を行えば法秩序が混乱を来す」と判示されていることから明らかである。

ウ なお、徴税吏員には、差し押さえる財産の選択について裁量権を有するが、滞納者の申出があるときは、諸般の事情を十分考慮の上、滞納処分の執行に支障がない限り、その申出に係る財産を差し押さえることとされている(国税徴収法基本通達第 4 7 条関係 1 7)ものの、本件において、滞納者(審査請求人)から他に差し押さえる財産について申出があった事情も見られず、裁量権の行使につき違法又は不当な点はみられない。

(3) 年金担保貸付けとの関係

ア 審査請求人は、年金担保貸付けの返済に加えて滞納処分による差押えがなされれば、生活ができなくなると主張する。

イ この点、処分庁の取扱いを踏まえると、年金担保貸付けと滞納処分の差押えが競合した場合、差押えに伴う取立てを優先し、年金機構から取立額を受領し、取立後の残高を年金機構が福祉医療機構に全額送金し、送金を受けた福祉医療機構が年金担保貸付けによる毎回の返済額を差し引いた残額を年金受給者に支給することとなる。

ウ 確かに、この取扱いによると、質権の性質を有する年金

担保貸付けと滞納処分の差押えが競合した場合に、年金のみが収入であれば、実質的には差押禁止金額を超えて差し引かれた年金額を年金受給者が受け取ることとなり、生活に大きな影響があることは明らかであり、場合によっては、国税徴収法に規定する差押禁止財産の趣旨に沿わない差押えとなる可能性がある。

エ しかしながら、本件については、本件各差押処分がなされた平成30年6月以降、審査請求人名義の口座に給与と思われる収入が確認されている。6月には計〇〇〇〇円、7月には計〇〇〇〇円、8月には計〇〇〇〇円の送金を確認された（乙第5号証の2から6まで及び平成31年4月17日付け審理員質問書参照）。

この点について、審理員において、平成31年4月17日付けにて質問し、回答を求めるも、審査請求人は説明を拒否するなど合理的な説明が得られないことからすれば（平成31年4月19日付け審査請求人作成文書）、審査請求人が年金以外に給与等の収入を得ていたと認定すべきである。

オ 以上のとおり、審査請求人が年金とは別に月〇万円以上の給与収入を得ている状況を踏まえると、年金担保貸付けによる返済によって差押禁止金額を超えた金額を差し引きされた年金額を審査請求人が受領することとなったとしても、国税徴収法に規定する差押禁止財産の趣旨に反する債権の差押えということにはならず、不当な処分ということもできない。

- (4) 以上のとおり、本件各差押処分に係る債権の差押手続に違法又は不当な点はない。

第5 調査審議の経過

当審査会では、本件審査請求について以下のとおり審議した。

6月28日	審査庁から諮問書を受理
7月24日	審議
8月20日	審議

第6 審査会の判断

- 1 本件審査請求は、市県民税及び国民健康保険税を滞納していた審査請求人が、処分庁の行った一連の滞納処分のうち、本件各差押処分及び本件各配当処分を不服とし、本件各処分の取消しを求めたものである。審理員において、本件審査請求のうち、本件各差押処分のうち既に取り立てた部分及び本件各配当処分については却下とし、その余の本件各差押処分については棄却すべきとの意見が出されており、審査庁からの諮問事項についても、却下とされた部分については諮問に含めないとしていることから、当審査会としては、審理員において棄却とされた部分の処分についてのみ、その適法性及び妥当性を判断するものとする。

- 2 本件差押処分の違法性・不当性について

処分庁は、本件各差押処分にあたり、納税折衝時の聴取及び国税徴収法に基づく財産調査の実施により、審査請求人に収入があることを事前に把握しており、かつ、国税徴収法に規定す

る差押禁止額を控除した上で本件各差押処分を行っている。また、その一連の滞納処分手続についても、地方税法及び国税徴収法の規定に則して事務を執行しており、違法又は不当な点は認められない。

3 年金の差押えが違法又は不当となるかについて

本件各差押処分の対象とする財産は、債権である年金支払請求権であるが、差押財産の対象に年金が含まれることは法律上明らかである。また、徴収吏員は差し押さえる財産の選択について裁量権を有するところ、本件においては、審査請求人から他に差し押さえる財産について申出があった事情も見られず、裁量権の行使につき違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、年金を差し押さえること自体が財産権、生存権の侵害であり憲法違反であると繰り返し主張しているが、審査請求制度において、憲法違反の主張は、原則として審査の対象となり得ないものとする。

4 本件各差押処分が不当に審査請求人の生活困窮を招くものかどうかについて

審査請求人は、年金以外の収入はなく、年金担保貸付けの返済に加えて滞納処分による年金の差押えがなされれば、生活できなくなると主張する。

しかし、本件においては、本件各差押処分がなされた平成30年6月以降、審査請求人名義の預金口座に給与と思われる収入が複数確認されており、この点について、審理員において質問し回答を求めるも、審査請求人は説明を拒否するなど合理的な説明が得られないことからすれば、審査請求人が年金以外に

給与等の収入を得ていたと認定すべきである。その収入と認定される金額からして、例え年金担保貸付けの返済があったとしても、本件各差押処分が明らかに生活困窮を招くものではないと認められる。

なお、当審査会においても、審査請求人に主張書面の提出ができる旨を書面にて通知したが、審査請求人から主張書面が提出されることもなく、当審査会としては、審査請求人の手続に臨む姿勢及び本件審査請求自体に疑問を持たざるを得ない。

5 本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

6 以上のことから、本件処分に違法又は不当な点はないことが認められるため、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

7 その他

今回の審査請求は、滞納処分における一連の手続のうち、審査請求人が各差押処分及び各配当処分に対して不服を申し立てたもので、審理員において各審査請求の審理手続を併合した上で、審理員意見書を提出しており、各処分の審査請求に対して、却下と棄却のそれぞれの判断がなされている。審査庁においては、審理員が法律上の利益を欠き不適法のため却下と判断した部分の処分は諮問に含めず、その余の部分のみを、当審査会へ諮問したものと考える。確かに、行政不服審査法第43条第1項第6号にある「審査請求が不適法であり、却下する場合」には、行政不服審査会等への諮問は要しないとされているが、審査請求をすることができる「法律上の利益を有する者」に該当するか否かに関しては、その判断が判然としない場合も多く

あり得る。このような場合におけるこの要件の適用には、簡易迅速に国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の趣旨と、合議制の第三者機関として審理員による事実認定、法令解釈等の妥当性及び適法性を審査し、手続の公正中立性を高めるという行政不服審査会の役割とを勘案した上で、慎重な判断が求められるものとする。

なお、本件においては、却下とされた部分の処分についても、審理員の判断に問題はないものとする旨を申し添える。

令和元年10月3日

川越市行政不服審査会

会 長 田 村 泰 俊

副会長 大 森 三起子

委 員 佐 藤 恭 子

委 員 西 川 利 雄

委 員 林 和 彦